第二十号様式記載要領11を同様式記載要領12とし、同様式記載要領10を同様式記載要領11とし、同様式記載要領９中「第２条第12号の７の３」を「第２条第12号の７」に改め、同様式記載要領９を同様式記載要領10とし、同様式記載要領８を同様式記載要領９とし、同様式記載要領７を同様式記載要領８とし、同様式記載要領６中「第２条第12号の７の４」を「第２条第12号の７の２」に改め、同様式記載要領６を同様式記載要領７とし、同様式記載要領５の次に次のように加える。

6　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の５イ、ニ又はホ（政令第45条の５において準用する政令第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第二十号様式記載要領に次のように加える。

13　法第292条第１項第４号の５イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

14　法第292条第１項第４号の５イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

15　法第292条第１項第４号の５イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。